

大阪市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱(以下「ワンルーム指導要綱」という)及び同施行基準を改正しました。

(1) ワンルーム指導要綱

大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱(以下「駐車場指導要綱」という。)」の変更に伴い、要綱の別表第1の駐車施設の内容を駐車場指導要綱に即して変更しました。(表1)

(2) ワンルーム指導要綱施行基準

ワンルーム形式集合建築物の事前協議に係る申請書について、提出通数を削除しました。(表2)

表 1 要綱別表第1の新旧対照表

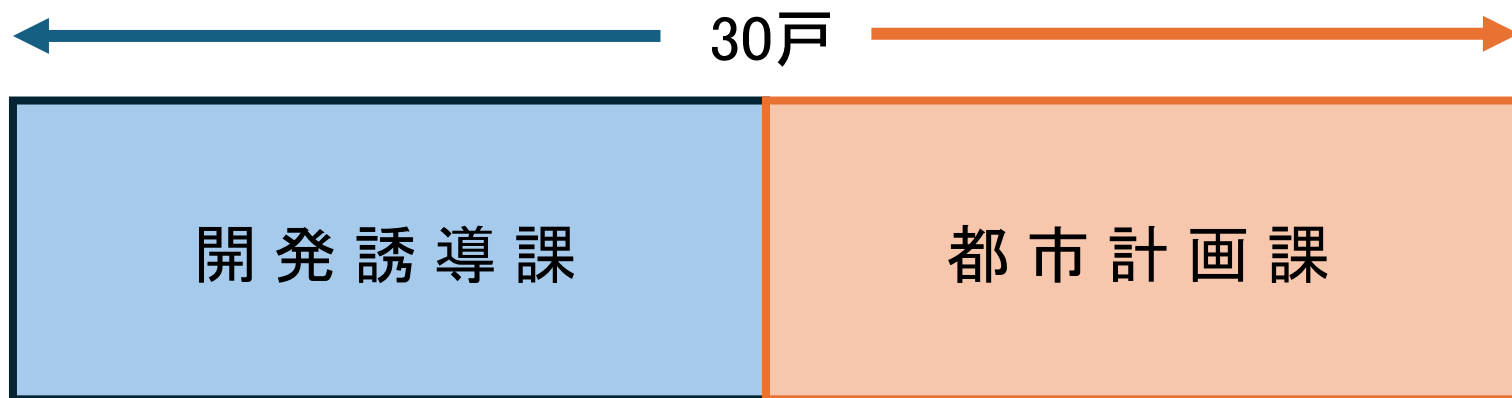
改正後		改正前	
別表第1 建築計画に関する事項(第4条関係)		別表第1 建築計画に関する事項(第4条関係)	
[略]		[同左]	
<u>駐車施設(四輪車、自動二輪車)</u>	住宅の全住戸数が30戸以上の <u>場合(四輪車駐車施設にあっては、住戸数が30戸以上であり、かつ、敷地面積が500平方メートルを超える場合)</u> は、「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」及び「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱施行基準」の規定に基づく。 住宅の全住戸数が30戸未満の <u>場合(四輪車駐車施設にあっては、住戸数が30戸以上であり、かつ、敷地面積が500平方メートル以下の場合を含む。)</u> は、住戸数に応じた適切な数の駐車施設を設置すること。	<u>駐車施設</u>	住宅の全住戸数が30戸以上の <u>場合</u> は、「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」及び「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱施行基準」の規定に基づく。住宅の全住戸数が30戸未満の <u>場合</u> は、住戸数に応じた適切な数の駐車施設を設置すること。
[略]		[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

表 2 施行基準新旧対照表

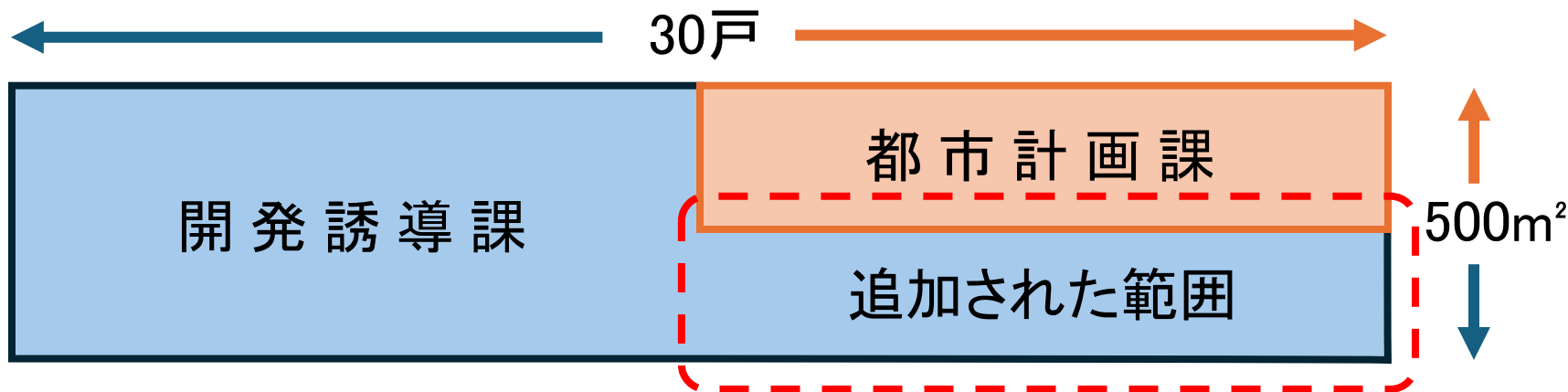
改正後	改正前
<p>(事前協議の必要書類)</p> <p>第 2 条 建築主は、要綱第 4 条第 1 項に規定するワンルーム形式集合建築物の事前協議には、第 1 号様式による<u>事前協議書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(変更届)</p> <p>第 4 条 建築主等は、要綱第 4 条第 2 項及び要綱第 6 条第 1 項に規定する変更の届け出には、第 4 号様式による<u>変更届</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(事前協議の必要書類)</p> <p>第 2 条 建築主は、要綱第 4 条第 1 項に規定するワンルーム形式集合建築物の事前協議には、第 1 号様式による<u>事前協議書 2 通</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(変更届)</p> <p>第 4 条 建築主等は、要綱第 4 条第 2 項及び要綱第 6 条第 1 項に規定する変更の届け出には、第 4 号様式による<u>変更届 2 通</u>を市長に提出しなければならない。</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

「ワンルーム形式集合建築物における駐車施設」の協議先

【改正前】



【改正後】



凡例 → : 以上

→ : 未満